

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、令和６年第３回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第１号、認定第５号、認定第７号、議案第１号及び報告第４号の以上５件につきまして、理事者から説明願います。

○石原いじめ防止対策推進部長 認定第１号、令和５年度旭川市一般会計決算の認定のうち、いじめ防止対策推進部所管について御説明申し上げます。

決算事業につきましては、３款２項１目の新規事業、いじめ防止対策費、１事業のみとなっております。それでは、主要施策の成果報告書の１５ページを御覧ください。歳出では、予算額４千７２４万３千円に対しまして、決算額２千８１４万４千円となっております。事業概要についてであります。本事業は、いじめ・不登校専門の相談窓口の設置や電話、手紙、チャット等の多様なツールを活用した相談しやすい環境整備のため、相談支援を担う福祉、心理等の専門職の配置や相談フリーダイヤルの開設、返信はがき付相談チラシの配布、チャットによるいじめ相談業務委託等を実施したものであり、これらの取組により、いじめ相談の実績が前年度比５０．５倍の１０１人と大幅に増加したところでございます。相談対応に当たりましては、児童生徒や保護者に寄り添い、福祉面や心理面の支援を継続的に行うとともに、学校、教育委員会と一体となって、いじめの適切な対応といじめの重大化や再発防止に取り組んだところでございます。

次に、歳入についてでございます。資料にはございませんが、部全体として、予算現額４５８万２千円に対しまして、収入済額２千７５万３８０円となっており、内容といたしましては、国庫支出金が２千６５万３８０円、寄附金が１０万円となっております。歳入増の主な理由といたしましては、令和５年度旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書の４２、４３ページの中ほど、１７款３項４目１節いじめ防止対策実証事業委託金１千８７９万７千３８０円につきまして、こども家庭庁の学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業の採択を受けたことによりまして、同事業の委託金収入が増となったものでございます。

いじめ防止対策推進部所管の決算の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○向井子育て支援部長 本定例会に提案しております議案のうち、子育て支援部所管に関わる事項につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、認定第１号、令和５年度旭川市一般会計決算の認定のうち、子育て支援部所管について御説明を申し上げます。

資料等はございませんが、子育て支援部全体の決算額につきまして、御説明をさせていただきます。歳入総額は、予算現額１５０億５４６万１千円に対し、収入済額１４４億９千７４万８千１４９円で、収入率は９６．６％となっております。収入済額の主なものといたしましては、国庫支出金及び道支出金で合わせて９３．２％となっております。

歳出総額は、予算現額２３２億８千７７４万４千４７４円に対し、支出済額２２３億１千７１４万５千２２１円で、執行率は９５．８％となっており、支出済額のうち、７８．４％は扶助費となっております。

なお、翌年度繰越額は5千205万559円、不用額は9億1千854万8千694円となっております。

続きまして、子育て支援部所管の事業、経常費21事業、臨時費66事業、合わせて87事業のうち、その主なものにつきまして、主要施策の成果報告書に基づき御説明を申し上げます。

初めに、14ページを御覧ください。3款2項1目の子育て世代包括支援センター管理費8千69万7千954円でございます。本事業は、子育て世代包括支援センターwaka・baにセンター機能を集約し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うもので、令和5年度は、土曜日及び日曜日等にプレイルームを一般開放し、保健師等が様々な相談を受けるとともに、子育てに関する講座等を開催し、計50日で671人の参加があったところでございます。

次に、16ページを御覧ください。4款1項1目の出産・子育て応援推進費2億904万4千701円でございます。本事業は、出産・子育てに対する不安を解消するため、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体として実施するもので、令和5年度は、令和4年度からの繰越し分を含め、出産応援ギフト1千827件、子育て応援ギフトを2千165件支給したほか、妊娠届出時の面談や妊娠8か月目のアンケートなどを実施しております。

次に、17ページを御覧ください。4款1項1目の子ども医療費助成費9億6千350万5千185円でございます。本事業は、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健やかな育成を図るため、健康保険適用分の自己負担分の全部または一部を助成するもので、令和5年度は8月1日以降所得制限を撤廃し、中学生までの健康保険の適用を受ける医療費の自己負担額及び訪問看護療養費を全額助成しております。

次に、飛びまして、56ページとなります。3款2項1目のヤングケアラー等対策費4万920円でございます。本事業は、保護者が疾病等の課題を抱えながら、福祉サービスの利用等に至っていない世帯に対して、課題の解決や適切な福祉サービスの利用に至るまでの一時的な支援として家事ヘルパーを派遣し、ヤングケアラーの負担軽減を図るもので、令和5年度は2世帯に対して延べ11回の派遣を行ったところでございます。

次に、57ページを御覧ください。4款1項1目の新生児聴覚検査事業費476万1千969円でございます。本事業は、新生児聴覚検査費用の一部を助成し、聴覚障害の早期発見、早期療育を図ることを目的とするもので、令和5年度は1千368件の助成を行っております。

次に、飛びまして、68ページとなります。3款2項1目子育て世帯等多子加算給付金支給費2億4千873万8千247円でございます。本事業は、物価高騰による負担を軽減するため、国が実施した子育て世帯生活支援特別給付金の対象とならない児童等がいる子育て世帯に対して現金を支給するもので、2万2千43世帯、3万8千449人に対し、2億1千24万5千円を支給しております。

次に、69ページとなります。4款1項1目子育て応援緊急給付金5千583万7千354円でございます。本事業につきましても、物価高騰による負担を軽減するため、先ほど御説明いたしました、出産・子育て応援推進費における子育て応援ギフトの支給対象者に対して現金を追加支給するもので、1千108人に対し、5千540万円を支給しております。なお、本事業は令和6年度に繰越しをしており、今年度も引き続き支給を行っております。

次に、70ページとなります。3款2項1目の保育所等給食原材料費支援費及び保育所等物価高

騰対策支援費、合わせて4千442万5千円でございます。これらは、いずれも物価高騰による保育施設等の負担を軽減するため、給食原材料費及び燃料費に対する支援金を給付したものでございます。

以上が、一般会計の主な事業についてでございます。

続きまして、認定第5号、令和5年度旭川市育英事業特別会計決算の認定についてでございますが、旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書に基づき御説明をいたします。

176ページから179ページとなっております。歳入歳出ともに、予算現額は2億3千744万7千円であり、それに対します収入済額が2億117万7千642円、支出済額が1億9千936万6千192円となっております。歳出の不用額は3千808万808円、執行率は84%で、その結果、180ページの実質収支に関する調書のとおり、令和5年度の実質収支額は、181万1千450円の剰余となっております。

主な事業につきましては、1ページ戻っていただきまして、179ページ備考欄の下の方のほうを御覧ください。1款1項2目の育英資金給付型奨学金6千408万4千707円でございます。令和5年度は、高等学校等に在学する者の保護者を対象とした給付型奨学金として、104人に対し650万円を支給したほか、対象を大学等に在学する者に拡大し、入学準備金として115人に対し4千930万円を支給したところでございます。

育英事業特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、認定第7号になります。令和5年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定でございます。

同じく事項別明細書の198ページから201ページを御覧ください。歳入歳出ともに、予算現額は2億2千663万5千円となっております、それに対する収入済額が3億4千546万2千977円、支出済額が1億5千308万1千575円となっております。歳出の不用額は7千355万3千425円、執行率は67.5%で、その結果、202ページの実質収支に関する調書のとおり、令和5年度の実質収支額は1億9千238万1千402円の剰余となっております。

以上が、令和5年度決算の概要でございます。

続きまして、補正予算のほうでございます。議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に関わるものでございますが、補正予算書に基づきまして御説明を申し上げます。

12ページのほうを御覧ください。3款2項1目児童福祉総務費のうち、施設等利用費給付費でございます。令和5年度に北海道から受領した子育てのための施設等利用給付金が超過交付となり、償還が必要となったことに伴い、709万2千円を補正しようとするもので、全額財源は一般財源となっております。

次にその下、同じく3款2項1目の延長保育事業補助金でございます。こちらは国の要綱改正に伴う延長保育事業の補助単価の増額及び補助基準の変更に対応するため、1千434万2千円を補正しようとするもので、財源は国庫支出金及び道支出金がそれぞれ478万1千円、一般財源が478万円となっております。

以上が、今回提案をしております子育て支援部所管の補正予算の概要でございます。議案に関する説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○坂本学校教育部長 認定第1号、令和5年度旭川市一般会計決算の認定について御説明を申し上げます。

初めに、部所管全体の決算額についてです。資料のほうはございません。歳入では、予算現額90億7千276万1千円に対し、収入済額30億1千118万8千39円であり、執行率は33.2%となっております。令和6年度への繰越額56億7千778万円の影響を除いた令和5年度の歳入は、予算現額33億9千498万1千円に対し、収入済額30億1千118万8千39円であり、執行率は88.7%となっております。

歳出では、予算現額149億9千893万円に対し、支出済額80億9千573万5千874円であり、執行率は54%となっております。令和6年度への繰越額61億4千378万8千931円の影響を除いた令和5年度の歳出は、予算現額88億5千514万1千69円に対し、支出済額80億9千573万5千874円であり、執行率は91.4%となっております。

次に、主な事業について、令和5年度主要施策の成果報告書と旭川市一般会計歳入歳出決算事項別明細書により御説明を申し上げます。

成果報告書の18ページを御覧ください。10款教育費2項小学校費1目学校管理費、同じく3項中学校費1目学校管理費、学校給食費支援費1億1千51万3千円については、物価高騰に伴い家計支出が増加している中、保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和5年度に実施した給食費の値上げ相当分を支援したものです。

次に、19ページを御覧ください。10款教育費2項小学校費2目教育振興費、同じく3項中学校費2目教育振興費、学校保健活動費1億4千280万2千円については、児童生徒の健康管理の充実のほか、学校の環境衛生の向上を図るため、全ての市立小中学校のトイレに生理用品を配備したものです。

次に、20ページを御覧ください。10款教育費1項教育総務費3目教育指導費、いじめ問題対策推進費985万2千円については、旭川市いじめ防止対策推進条例を制定し、これを踏まえて、いじめ防止基本方針の改定や生活・学習A c tサミットの開催、人権教育プログラムなどの実施により、再発防止や未然防止の取組を進めてきたものです。また、新たにいじめ対策コーディネーター2名を配置し、小中学校へ派遣するなど、学校のいじめ防止対策を支援してまいりました。

次に、23ページを御覧ください。10款教育費2項小学校費3目維持修繕費、同じく3項中学校費3目維持修繕費、学校施設冷房設備整備費7千451万3千円については、暑さ対策として、保健室や避暑スペースがない多目的教室などにエアコンを設置したものです。また、先行して小学校10校の普通教室や職員室にエアコンを設置するため、学校における電力の状況や設置場所について事前に調査を実施いたしました。

次に、47ページを御覧ください。10款教育費2項小学校費3目維持修繕費、学校照明LED整備費1万5千円については、電気料金の削減分で、学校における照明器具のLED化及び耐震化の費用を賄う事業です。令和5年度は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、委託契約を締結しております。LED化工事については、令和6年度から7年度にかけて実施をする予定です。

次に、決算事項別明細書により御説明をいたします。

128、129ページになります。10款教育費2項小学校費2目教育振興費の備考欄の下から

5つ目にあります特別支援教育推進費1億7千516万9千352円については、小中学校に看護師を含めた補助指導員を86人配置するとともに、特別支援教育に精通した専門員を派遣し、特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援体制を充実してまいりました。また、日本語の指導が必要な児童生徒に対しボランティアを派遣するなど、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒や帰国外国人児童生徒も含めて、一人一人のニーズに応じた支援体制の整備も進めてまいりました。

次に、同じく事項別明細書の132、133ページを御覧ください。10款教育費3項中学校費2目教育振興費の備考欄の上から2つ目にありますスクールカウンセラー活用推進費1千495万1千883円については、いじめや不登校などの未然防止に加え、悩みの早期発見と対応のため、臨床心理士などをスクールカウンセラーとして学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリングや保護者及び教員への助言を通じて、健やかな学校生活を送ることができるよう支援を行ってまいりました。

認定第1号、令和5年度一般会計決算の認定については以上でございます。

続いて、議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書事項別明細書の14ページを御覧ください。10款教育費1項教育総務費2目事務局費の学校ICT環境整備費、補正額126万1千円についてです。令和5年11月、文部科学省で全国の全ての公立学校を対象に校内通信環境の簡易調査を実施したところ、本市においても推奨速度を満たさない学校があったことから、国の補助事業を活用し、各学校の現状や課題の把握を行うため、専門事業者に委託して、校内ネットワーク環境の実態調査を実施するものです。

次に、歳入です。8ページを御覧ください。17款国庫支出金2項国庫補助金7目教育費国庫補助金14節公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金に42万円を計上するものでございます。

補正予算については以上です。

次に、議案のうち、報告第4号、北星中学校における事故について御報告申し上げます。本年5月20日午後2時15分頃、同校の用務員が学校敷地内で刈り払い機を使用して草刈り作業を行っていた際、ワイヤーが小石に接触し、そのはずみで飛んだ小石が道路を走行していた相手方車両に当たり、破損させた事故でございます。事故による過失割合は市が100%であり、損害賠償の額を車両修理費用及び代車費用の合計額64万9千220円と定め、7月4日に専決処分をし、7月8日に示談が成立しております。今回の事故を受けて、改めて全小中学校に対し、草刈り作業における安全確保の徹底について通知文を发出したほか、各学校を巡回し、作業方法について個別指導を緊急的に実施するなど、再発防止に努めているところです。

以上でございます。

○佐藤社会教育部長 認定第1号、令和5年度旭川市一般会計決算の認定について、社会教育部所管分の決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、部全体の歳入についてであります。予算現額3億9千182万7千円に対し、収入済額は3億3千710万2千883円であり、収入率は86%となっております。

また、歳出につきましては、予算現額16億4千858万6千円に対し、支出済額は15億8千703万3千971円であり、執行率は96.3%となっております。

次に、主な事業について御説明申し上げます。

決算事項別明細書の133ページを御覧いただきたいと思います。10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費の下から3番目にありますジオパーク構想推進費200万円につきましては、大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進のため、地域の自然や文化を題材とした講座やツアーなどを実施しました。

次に、135ページの上から4番目にあります旭川ミュージックウィーク開催負担金400万円につきましては、市民参加型の演奏を中心に開催するとともに、期間中に行われたフライデーナイトジャズでは、旭川観光大使でサキソフォン奏者の米澤美玖さんと、同じく旭川観光大使のアーナさんが所属する管楽器ガールズユニットMOSによるライブ演奏が行われました。駅前広場や旭川はれて屋台村を会場として、1週間にわたり様々なジャンルの音楽を多くの方々にお届けし、音楽に親しむ機会とにぎわいの創出に努めました。

次に、同じく135ページの2目公民館費の5番目の公民館事業活動費475万7千202円につきましては、百寿大学などの高齢者学習をはじめ、スマホ講座や健康講座などの成人学習、親子を対象とした体験事業などを各公民館で実施し、市民の学習機会の提供と主体的な学習活動の促進に取り組むとともに、国の新型コロナ物価高騰対策に係る地方創生臨時交付金を活用し、神楽及び永山公民館の一部の貸室にWi-Fi環境を整備しました。

次に、同じく135ページ、3目図書館費の3番目、図書館事業活動費163万2千406円につきましては、道内在住の絵本作家などを招いて講演会を開催したほか、道立旭川美術館と連携した図書館講座などの事業を実施し、本の楽しさを伝える多くの活動を行いました。

次に、同じく135ページ、4目博物科学館費の7番目にあります科学館事業活動費4千122万1千315円につきましては、様々な科学教室、講座を実施したほか、科学館施設整備基金を活用し、AIなどの技術が実用化された未来の社会が分かるイチマルタウンを常設展示室に新設するとともに、サイエンスシアター用に新番組を制作しました。また、VR展示の施策を行ったほか、令和3年度に設置したテック・ラボの設備を拡充しました。

次に、そこから3つ下がりまして、博物館企画展示費58万2千32円につきましては、博物館の常設展示を補完する目的で、あさひかわの縄文遺跡～神居古潭7遺跡の土器～、故久保敬親写真展～生命の輝きを追い続けて～、アイヌのゴザの3本の企画展を開催し、あわせて、各企画展に関連するイベントとして、展示解説や講演会、ゴザ編みの体験講座を実施しました。

次に、137ページ、5目市民文化会館費の上から3番目にあります文化施設等整備費604万7千963円につきましては、旭川市民文化会館の建て替えによる整備に向け、学識経験者や利用団体関係者、公募市民などで構成する旭川市民文化会館整備基本構想検討会を開催し、検討会での意見やパブリックコメントの結果などを踏まえ、旭川市民文化会館整備基本構想を策定しました。

次に、同じく137ページ、6目大雪クリスタルホール費の3番目、音楽堂自主文化事業費44万1千693円につきましては、多くの市民に優れた演奏機会を提供するとともに、さらなる音楽芸術の創造、育成を図るため、沖仁ギターリサイタルや冬休み子ども音楽講座などを開催したほか、開館30周年を記念し、市内の近郊の10組の音楽家によるアニバーサリーコンサートを実施しました。

次に、同じく137ページ、7目彫刻美術館費の4番目にあります中原悌二郎賞関係費588万

1千981円につきましては、第43回中原悌二郎賞を選考し、受賞作家などを招いて贈呈式及び記念講演を開催するとともに、受賞作家の作品を購入し、彫刻美術館において展示公開したほか、ギャラリートークを実施し、市民の彫刻への理解を醸成する機会としました。

社会教育部所管に係る決算の概要の説明は以上でございます。

続きまして、議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の5ページを御覧いただきたいと思います。第4表、地方債補正の変更分の3段目にあります社会教育施設等整備事業債については、大雪クリスタルホールの暖房施設である真空温水ヒーターに不具合が発生し、設備の改修が必要となったことから、その財源として市債を活用するため、市債の限度額を1億2千510万円に引き上げようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高花委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和6年第3回定例会提出議案に関わる事項であります、豊岡小学校屋体増改築工事について、千代田小学校プール改築ほか工事について、永山西小学校(A)増改築工事について、永山西小学校(B)増改築工事について、明星中学校耐震改修工事等に係る変更契約の締結についての以上5件につきまして、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 議案のうち、議案第8号から第9号までの契約の締結、議案第13号から第14号までの変更契約の締結、報告第5号の専決処分の報告については、総務常任委員会所管事項であります。学校教育部に関わりがありますので御報告を申し上げます。

議案第8号の豊岡小学校屋体増改築工事については、老朽化した屋内運動場を増改築すること、議案第9号、千代田小学校プール改築ほか工事については、老朽化したプールを改築することで、それぞれ子どもたちの教育環境の改善を図るものであり、議案にお示しした内容で契約を締結しようとするものです。

続いて、議案第13号、永山西小学校(A)増改築工事、及び議案第14号、永山西小学校(B)増改築工事については、契約締結後の労務単価の上昇を受け、インフレスライド条項を適用し、契約金額を変更しようとするものです。

続きまして、報告第5号の専決処分の報告のうち、整理番号3、明星中学校耐震改修工事、整理番号4、永山西小学校増改築衛生設備工事、整理番号5、日章小学校耐震改修工事についても、同様に、インフレスライド条項を適用し、契約金額を変更するものであり、令和6年8月2日に専決処分をさせていただいたものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては退席してい

ただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項であります、旭川市いじめ問題再調査委員会からの答申について、理事者から報告願います。

○向井子育て支援部長 旭川市いじめ問題再調査委員会からの答申につきまして、御報告を申し上げます。

当再調査委員会の調査につきましては、去る令和6年6月30日に当委員会から調査終了の報告がなされたところでございますが、市の情報管理への懸念、漏えいした情報をめぐる当時の状況を踏まえ、委員会として報告書に対する十分な保護措置を取り、かつ、市の情報管理の在り方を確認する必要があるとして、調査報告書全文の提出は見送られたところでございます。その後、市における情報管理や文書の保管・管理方法を改めて整理し、同委員会へ提示し、御了承いただきましたこと、また、同委員会における保護措置が整いましたことから、令和6年9月1日に報告書の提出により、答申を受けたところでございます。

市が受領した報告書につきましては、教育委員会へ提供するとともに、内容を精査し、今後のいじめ防止対策の推進につなげてまいります。また、今後におきましては市において報告書の公表版を作成することとなりますが、国が示すいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいて、公表の仕方及び公表内容を被害児童、保護者と確認することとされておりますから、御遺族と調整を行いながら作成を進めてまいります。

以上、御報告を申し上げます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○江川委員 今、この最終報告書というのが、保護措置等についてやり取りをした上で答申になったというところで、そこで何点か確認をさせていただきます。先月の委員会ですね、そこで調査が終わった旨の報告をいただいたかと思えます。今回は、最終報告書が市長宛てに答申されたという報告だということだと思うんですけども、今後、その最終報告書、答申されたものっていうのはどういった形の扱いになるのかを一度確認させてください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 このたび答申を受けました報告書は、極めて機微な個人情報が含まれているものでありますので、この報告書そのものをもって、調査結果についての議会報告や外部への公開はし難いため、個人情報保護法や市の情報公開条例に基づき、非公開とすべき部分を判断し、整理するほか、国が示すいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、御遺族とも必要な調整を行い、そちらを公表版として公表していくこととなります。

○江川委員 この報告書そのものをもって、調査結果についての議会報告や外部への公開はし難いという答弁です。先ほどおっしゃっていたように、保護措置等についてはやり取りをした上で答申を受けている、その過程の中でこういったところの調整も行っているという受け止めでいいのかなあと思うんです。これ黒塗りではなくて、いろいろなところの記者会見等で拝見した感じだと、9月上旬に報告書の公開という答えも一時期あったところだと思うんですけども、なかなか今この上旬の段階では難しいのかなあという印象を持っています。

もう一つが、先ほどの報告の中でも、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づきということで、このガイドラインが8月30日付で文科省のほうから通知が出されて改定になっているというところを踏まえて、今後、検証とかに入っていくところだと思うんですけども、聞いて

いる中では、今の答弁の中でも確認したいなあっていうよりは、ちょっと気になるなというのは、報告書の公表版を作るって今までそのガイドラインに基づいてのところだと思うんですけども、もう黒塗りとかそういったものではなく、もうその部分自体を削除してしまっただけで作り直すんだってということで、それって本当に報告書というふうに私たちは受け止めていいのだからって言うところ、異なるものになるんじゃないのかって言うところをちょっと気にしているところではあるわけですね。

もう一点、そこは今後の動向を見守っていきたいところだと思うんですけども、検証と対策というのがどうしても重要だになっていうふうにこれまでも申し上げてきました。8月30日付で当然ガイドラインが改定になっていますので、今後は、この答申を受けた上で、さらにその新しいガイドラインを踏まえながら、恐らく検証しながら、そして旭川モデルに反映をしていくっていうような作業になっていくと思うんですけども、今後、旭川市としてはどういうふうに検証を行って、そして旭川モデルと言われるものへどういうふうに反映していくのか、その点を伺いたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 再調査委員会によります最終報告書につきましては、今後、内容の精査を行いますとともに、再発防止等について既に実施済みのもの、また、取組等を強化すべきもの、さらには、新たに取り組むべきもの等の整理を行いまして、旭川モデルのこれまでの成果と課題や、先月8月30日に改定されました国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインなどを踏まえながら、取組のさらなる充実強化に向けまして、具体的な検討を進め、いじめ防止対策、いじめ問題の再発防止の徹底を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○江川委員 各担当部に報告書が渡され、そしてそれを提供するというか、情報共有をして、それぞれのところで必要な措置を行っていくっていう内容でいいということで、そういう受け止めだというふうに思います。今後、もう本当に話題になっている旭川モデルでございますので、恐らくそれぞれのところに、それぞれの部分でいろんなアプローチがかかっていくことっていうのもちょっと心配されるところだと思うんですね。今回のいろいろな事件というのは、流出とかそういった部分も、やはりそういった過程の中で、それぞれの情報共有って言うのがすごく重要なところだと私は受け止めています。各部に情報共有されるって言うところ、そしてそれぞれが検証するって言うのは重要だと思うんですけども、一方で、その横の連携って言うのをある程度密にしておかなければ、似たようなことって言うのはまた起きてくると思いますので、その点だけはしっかりと注意をしながら行っていただけたらなと思います。今後の動向に期待をいたしまして、私の質疑は終わります。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○横山委員 通告はしてません。質疑ではないんですけども、何点か指摘をさせて、御検討いただきたいということをお伝えしたいと思います。これまでも何度かお話をさせていただいたことでもあります、重複しますが御了承いただきたいと思います。

まず、江川委員も指摘されていましたが、予定されている公表版が、実際に受領した正本と違いますか、実際の報告書と何がどう違うのかって言うのは、結局、公表を受ける側の我々には分からないわけですね。どういったもの、具体的に何が伏せられていたのか、それは個人情報なのか何な

のかってということも理由も併せて明らかにしなければ、それを信じてくださいって言われても、検証のしようがないということだと思います。ですから、少なくとも議会、常任委員会に対しては、何らかの工夫が必要なんではないかなということをお願いしたいと思います。

もう一つは、今回、再調査委員会からの報告の際にですね、学校内でのいじめ認定を行ったということを報道で聞いていますけども、具体的な事実が現段階でも確認ができないので、何をもって認定をしたのかという、その内容とか背景がよく分かりません。私も中学校の現場にいたから分かりますけども、複数の小学校から中学校に入学をしてきて、特に、1学期の学級とか学年のことを考えたときに、非常に懸念される学校の対応というのが出てくるんじゃないかなと、現場の教員からもそういう懸念の声が随分聞かれました。もう複数の小学校から中学校に上がるっていうことを止めない限り無理なんじゃないかみたいな話まで聞かれました。そもそも何があったのかということとか、それは本当に防げることなのか、どれだけ時間をかけて解消すべきことなのかっていうのをきちっとやっぱり検証していかないと、そこでいじめがありましたということだけで結論付けられると、非常に現場としては混乱をするんじゃないかなというふうに思います。

最後に、最初の第三者委員会、それから再調査委員会のそれぞれ報告もそうなんですけども、結局、学校や教職員の対応の何が問題だったのかってというのが具体的になっていない中で、再発防止のために様々な対策を取られて、旭川モデルの構築というふうになっているんですけども、同じように現場の教職員からは、これ本当どういう意味があるんだろうかというのがやっぱりすんと腑に落ちてない方が、感触も含めて非常に多いです。大分緩和されたようなんですけども、月ごとのいじめを疑われるような事案も含めた報告を求めるという対応も含めて、徒労感と言ったらちょっと語弊がありますが、これがどういうふうに生かされて、学校にフィードバックされているんだろうかということが非常に混乱の中で受け止められているっていう現状があります。恐らく今回の報告書を受けて、これの対応策の見直しも含めて様々な議論がされると思うんですけども、少なくとも学校がどうしていける、いったらいいのかとか、教職員も含めて学校に何ができるのかっていうことをしっかり現場と協議をするっていう体制をぜひ作っていただきたい。これは例えば、校長会等の代表が出てくるということではなくて、実務を担当してる教職員も含めて、様々な対応が必要だと思いますので、少なくとも学校に何か対応を丸投げされるようなことだけはやめていただきたいということをお願いして、私からの指摘とさせていただきますと思います。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○佐藤委員 2点だけお伺いします。1点目は、今回の答申された本物の報告書は、黒塗りとかそのマーキングとかしないということなんですけども、これはどういう保管状況をされるのか。それと2点目は、この文書を閲覧できる人っていうのは限定されていると思うんですけども、閲覧についてはどういうふうな規定があるのか、この2点だけお願いします。

○香川子育て支援部子育て支援課長 まず1点目、保管状況についてでございますが、保管状況について厳密にお話ししますと、安全性の不安がございますので、詳しくはお話しできませんが、新たに規定した中で、厳重に保管をさせていただいております。

また、閲覧に関しても、同様に、見られる方が誰だというふうに申し上げますと、その安全の懸念がございますので、詳しくは申し上げませんが、閲覧可能な職員を限定した形の中で、取扱いをさせていただいております。

○佐藤委員 分かりました。十分にですね、文書の保管、これについては、前回のようなことのないようにしていただきたい。これは、市の信用に関わりますから、よろしくお願いします。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、令和6年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 令和6年度の教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について、御説明申し上げます。

本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により毎年行うこととされており、配付資料のとおり令和6年度の報告書を作成したものです。

資料の目次のほうを御覧ください。第1章では、会議や教育に関する事務の実施状況、第2章では、第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画に関する評価手法と評価結果、指標や取組の状況、今後の課題と改善に向けた方向性について、第3章では、点検評価に対する学識経験者の意見及び教育委員会の考え方について、それぞれ記載をしております。

次に、6ページを御覧ください。評価手法についてですが、第2期旭川市学校教育基本計画では基本施策に対する指標を、旭川市社会教育基本計画では基本目標に対する指標を設定し、事業実績や各種調査結果、児童生徒や事業参加者へのアンケートを基に、目標値と比較しながら達成状況を検証し、未達成のものは、前年度実績値との比較結果を示しております。取組の進捗状況及び今後の課題と改善に向けた方向性については、次年度以降の施策や事業に反映させるため、具体的に記述をしております。

次に、7ページを御覧ください。評価結果についてですが、第2期旭川市学校教育基本計画では、達成が15、未達成が30となっており、未達成のうち、前年度の実績値を上回ったものが16、下回ったものが14となっています。指標と目標値については、令和5年度に見直しを行っており、令和6年度以降は、これに基づき取組を進めてまいります。また、旭川市社会教育基本計画では、達成が15、未達成が29となっており、未達成のうち、前年度の実績値を上回ったものが23、下回ったものが6となっております。

次に、68ページを御覧ください。本報告書については、学識経験者から意見をいただいております、教育委員会の考え方と併せて掲載をしております。

最後になりますが、報告書については今後、市のホームページに掲載するなど、広く市民へ公表してまいります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては退席していただいて結構です。

次に、3、物価高騰による学校給食への影響についてを議題といたします。

この件につきまして、中村みなこ委員から発言の申出を受けております。それでは御発言願います。

○中村みなこ委員 では、よろしくお願いします。

先月、大分県内の公立小中学校での給食が、国の基準、1食当たりの平均を下回るエネルギー、カロリーで提供されていることが報道されました。公立学校での給食の質の維持に関わることであり、大変驚きましたと同時に、旭川は大丈夫なのだろうかと思い、今回確認させていただきます。大分県は国の基準を下回ったということですが、この国の基準について御説明願います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食摂取基準は、文部科学省が厚生労働省策定の日本人の食事摂取基準や児童生徒の食生活の状況等を踏まえ、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために、望ましい栄養量を算出したものでございます。文部科学省の学校給食摂取基準では、小学生低、中、高学年及び中学生の4区分ごとに、エネルギー、たんぱく質、脂質やビタミンなど、それぞれの基準値が示されており、1食当たりの平均エネルギーは、小学生中学年で650キロカロリー、中学生で830キロカロリーと定められております。

○中村みなこ委員 それでは、本市の公立小中学校でのカロリーは、基準と照らし合わせて、どのようになっているのでしょうか。ここ10年間の数値も併せてお示してください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 本市では、文部科学省の基準と同様の数値を旭川市学校給食摂取基準として定め、これに加えて、栄養バランス、安全性、季節感、地産地消や衛生面、調理作業、経費など、様々な要素を配慮しながら献立の作成を行えるよう、エネルギーについては、1か月の平均値で、小学生中学年では620から710キロカロリーまでを、中学生では790から910キロカロリーまでを優良とするなど、一定の範囲を設けて総合的に評価してございます。

過去10年間では、小学生中学年で631から641キロカロリー、中学生で786から797キロカロリーの範囲内で推移してきているところでございます。

○中村みなこ委員 ここ10年の数値をまとめてお答えいただき、どのように変化してきているのかが分からないので、もう少し詳しくお聞きいたします。今お答えいただきました中学生の数値では、旭川で優良とされる基準の下限、790キロカロリーより下、786キロカロリーのときもあったということになりますが、これは近年の物価高騰の影響があった上での数値ということでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 近年の部分ではそうではないものというふうに考えてございます。

○中村みなこ委員 10年間の中で、凸凹のある中の最低のところが基準より下回っているということがあったということで、この数年の物価高騰の影響ではないということで分かりました。裏を返せば影響が及ばないように関係する方々の努力の結果でもあるのかなと考えております。

さて、本市の基準に幅を持たせているということも今回分かったのですが、先ほどお示しいただいた10年間の数字は、幅を持たせた基準範囲の下の数値に近く、全て国の基準に達していないということになってしまうのですが、この旭川市の基準について御説明をお願いします。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 本市の基準は、文部科学省のそれとほぼ同様ですが、市教委としては、厚生労働省が策定しました日本人の食事摂取基準などを参考に、各栄養教諭とともに評価範囲基準を定めたところでありまして、また、政令市などにおいては、独自の調査によって基準を設けているところもあるようでございます。

○中村みなこ委員 検討した上で決めている評価範囲基準ということ、自治体ごとに違うということとを理解いたしました。それらについてはまた違う機会を取り上げてみたいなど思っております。

では、カロリーについてお示いただきましたが、それ以外の栄養素別ではどのようなになっているのでしょうか。お伺いします。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 ここ10年で申しますと、小中学生ともに、エネルギー、たんぱく質、脂質については、いずれも基準を満たしてございますが、中学生においては、ビタミンAで基準値に対して86%、カルシウムで90%程度ではありますが、市教委が定める基準の範囲内の数値となっております。

○中村みなこ委員 それでは、これらの栄養面以外で、物価高騰による影響を受けていることはあるのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 ここ数年、多岐にわたって物資の価格の上昇が続いておりまして、各調理場では、価格と栄養価を重視し、食品構成については目標値に近づける努力をしつつ、様々な工夫を講じながら献立を立案しているところでございます。しかしながら、1食分の給食経費を比較した場合、昨年度とかなりの差額が生じている献立もあり、そのため、安価な食材の選択を余儀なくされるということもあるなど、できる限りバラエティーに富んだ献立を作成したいところですが、それが厳しい状況となっております。

○中村みなこ委員 価格と栄養価の制限がある中で、物価高騰によりさらに食材の選択幅が狭まる、それに伴って献立にも影響が出ていることが分かりました。先日、政府がSNSに投稿した、あなたの思い出給食写真というのに、こんな豪華じゃないなどと批判が殺到したという報道がありました。現実には、今こういう給食だと、品数が少ないメニューの写真が各地から投稿されたり、おかわりできなくて悲しい、もう量が足りないんですね、そういう子どもの声が、保護者から投稿されたりして話題となっていました。地域差もちろんあるでしょうが、全国的にもメニューや量に影響が出ているようです。旭川は、市内と近郊を合わせるとたくさんの食材が手に入れやすく、食材の流通がいいまちなのに、バラエティーに富んだ献立が難しいというのは本当に深刻な現状なのではないかなと思います。

では、物価高騰は各家庭の経済状況にも大きな打撃を与えているわけですが、給食費納入への影響はないのでしょうか。未納状況についてお伺いいたします。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食費、収入額に対する未納率は、過去5年で申しますと、令和元年度は0.69%、令和2年度は0.39%、令和3年度は0.32%、令和4年度は0.43%、令和5年度は0.49%となっております。なお、令和5年度の数値は、公費負担を含めたものとなっております、これを除きますと、0.54%となっております。

○中村みなこ委員 減ってきていたのに、ここ2年ほどは少しずつ増えているということが分かりました。これも原因は特定できませんが、物価高騰の影響は否定できないと考えられます。今年度、今後の推移も注視しなければならないと思っております。

最後に、少し違う分野での質問をさせていただきます。この物価高騰の中で、新たに負担増となった振込手数料についてお伺いします。金融機関で無料だった振込手数料が有料になり、今年度から、各家庭から学校へ、また、学校から各機関へ振り込む際の手数料が負担増となっております。各家庭には、年度当初のPTA総会などでお願いしたとは聞いております。そして、各家庭から徴

収された学校給食費を、学校が学校給食物資共同購入委員会に振り込む際にも、この手数料がかかることになり、1回440円、11回、年間4千840円の支出をPTA会計から支出しているとのことでした。これは公的な必要経費として予算付けすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 各学校において集められた学校給食費は、旭川市学校給食物資共同購入委員会または東旭川学校給食運営委員会のいずれかの指定金融機関の口座に振り込まれることとなりますが、その振込手数料が本年4月から関係する全ての金融機関で有料化をされております。市教委としましては、昨年度も予算要求を行ってきたところですが、学校からの要望も届いてございますことから、来年度予算においても引き続き、手数料額相当額の助成につきまして、検討してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 ぜひ、来年度も予算を要望して、実現させていただきたいと思います。学校給食に関わって、確認を含め現状をお示しいただきました。学校給食は厳密な基準の下に作られて提供され、子どもたちの食が守られています。家庭ではなかなかそこまで徹底して作れませんし、貧困世帯の子どもは夏休みが明けると、明らかに痩せている子が登校するという現状もあります。お弁当の日には欠席する児童がいるという実態もあります。学校給食は本当に子どもたちの食の権利を守るものであり、栄養教諭をはじめ、関係する方々の日々の奮闘の上に成り立っているものです。ただ、物価高騰が相手となると、できることがどうしても限られてしまうなどと考えます。子どもの食への影響と、それを最小限に食い止めようとする労力が給食関係者に大きく負担となっていると思われます。今の給食費の金額でのやりくりはもう限界なのかなとも思いますし、もろもろの給食の質が落ち始めているんじゃないかなとも感じました。学校給食の質は、もう市の責任で維持していくべきものです。そこへの手だてとしては、今年度据え置いた給食費の値上げ、来年度は値上げせざるを得ないのかなとも思っておりますが、そうなったときには最低限、保護者負担にならないよう、今年度同様、市のほうで給食支援という形にたどり着きたいですし、本来なら、給食費無償化ということで、国の動向を待たずして踏み切っていただきたいなということを最後に述べまして、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時05分